



平成19年4月改定

ニーズ細分型自動車保険

ONE-*do*



(注1) ONE-doのご契約対象……ノンフリート契約者(所有・使用のお車の総台数が10台未満の方)
 (注2) ONE-doの対象車種……自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5t以下)(最大積載量0.5t超2t以下)、特種用途自動車(キャンピング車)の自家用8車種

ONE-doがさらに進化!

業界初!新しい契約プロセス。

〔契約条件〕 きめ細かな設計が可能です。

使用目的 3区分からお選びください。
 ご契約のお車の使用目的(レジャー、通勤・通学、業務)によって保険料が異なります。特にレジャー使用の方には、お得な保険料になっています。詳細はP 3に記載しています。

年齢条件 6区分からお選びください。
 年齢条件は6種類(全年齢担保、21歳以上担保、24歳以上担保、27歳以上担保、30歳以上担保、35歳以上担保)の中からお選びいただけます。特にご家族の中でご契約のお車を運転する方が35歳以上のみの場合は、30歳以上担保の条件に比べて保険料がお得になります。詳細はP 3に記載しています。

免許証の色 ゴールド免許割引
 年齢条件が27歳以上担保、30歳以上担保、35歳以上担保のいずれかであり、記名被保険者の保険始期時点での免許証の色がゴールドの場合は保険料がお得になります。(記名被保険者が個人の場合のみ) 詳細はP 3に記載しています。

さらにお客さまの契約条件・ニーズにあわせて...

ノンフリート多数割引 新車割引
 セカンドカー割引 長期優良契約割引
 詳細はP 12~13に記載しています。

〔補償内容〕 ひとりひとりに最適な補償をアド バイスします。

相手への賠償の補償は万全に。さらに賠償事故の円満解決のために。
 対人はもちろん、万全の安心のために対物賠償も無制限をおすすめします。対物全損特約、対物臨時費用特約および弁護士費用特約をあわせて付帯いただくことで加害事故・被害事故を問わず、円満な事故解決のお役に立ちます。詳細はP 4に記載しています。

家族を守る人身傷害補償保険が基本補償に!
 万一の事故の時にご家族全員を守る人身傷害補償保険を基本補償としたほか、交通傷害事故(たとえば自転車・電車・航空機・船舶・エスカレーター・駅構内でのケガ等)さらには犯罪による被害事故までカバーするワイドな補償をご用意しています。補償をご契約のお車搭乗中のみに限定することも可能です。(人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約) 詳細はP 5に記載しています。

人身目撃情報収集費用特約 (記名被保険者が個人の場合のみ自動付帯)
 ひき逃げ等の人身傷害事故で被害者が死亡または30日以上入院した場合に事故の目撃情報等を収集するために支出したピラ代や看板設置費用等について実費で保険金をお支払いします。(1事故、1被害者につき100万円限度) 詳細はP 6に記載しています。

保険料サポート(記名被保険者が個人の場合のみ自動付帯)
 記名被保険者が人身傷害事故により長期入院(30日以上)された時のお客さまの保険料負担を軽減します。詳細はP 6に記載しています。

入院中・通院中でもお支払い可能な搭乗者傷害保険!
 ご契約のお車に搭乗中の方が事故で通算5日以上入・通院をされた場合、おケガの部位・症状が確定次第、治療中であっても医療保険金をお支払いできます。詳細はP 6に記載しています。

ららサポート (記名被保険者が個人の場合のみ任意付帯)
 「搭乗中のケガ」の補償の充実に加え、「持ち物」の補償を加えたプランです。女性の方に特におすすめします。詳細はP 6に記載しています。

お車に合わせて設計する車両保険!
 車両新価保険特約や修理支払限度額の設定等、お車に合わせた設計が可能です。(注)ONE-doでは、自動車が相手の、自車に過失のない事故で、相手自動車の「登録番号」「所有者または運転者」のいずれも確認できる場合は、車両保険金をお支払いするときでもノークラウド事故として、当社次契約の等級を決定します。詳細はP 7~8に記載しています。

盗難対策費用特約(車両保険に任意付帯)
 ご契約のお車が盗難に遭った際の、盗難再発防止のために支出した費用等を補償します。詳細はP 7に記載しています。

〔ご契約のお手続き〕 保険をもっと便利にもっと身近に...

ご契約時に現金は不要! 保険料のお支払いは保険始期の翌月でOK。(完全キャッシュレス)
 ONE-doでは、保険料を後日、口座振替により一括または分割(12回分割払)してお支払いいただけますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。詳細はP 9に記載しています。

ご契約時に年齢条件の変更を予約。(指定日以降変更特約)
 この特約は、年齢条件(子供特約が付帯される場合は子供特約の年齢条件)の変更を、保険期間中の最若年運転者(ご契約のお車を運転されるご家族のうち最も若い方)の誕生日にあわせてご契約時に予約するものです。(個人契約のみ任意付帯) 詳細はP 10に記載しています。

ご契約の満期時には、更新手続きをしっかりとサポート(安心更新サポート)
 安心更新サポートは、保険期間1年のONE-do契約に自動付帯され、ご契約の満期時に適用されます。
特長1 安心更新サポート対象のONE-do契約の満期時に、ご契約の内容等をまとめたご案内により補償の見直し等をサポートさせていただきます。
特長2 安心更新サポートには、長期のお出かけなどで契約更新のお手続きをうっかり忘れてしまっていた場合でも万が一の補償が途切れることのないようご契約の自動更新機能がセットされています。1~5等級の契約や明細付契約など一部対象外のご契約があります。詳細はP 10に記載しています。

たとえば 自家用小型乗用車で ご契約いただく場合	契約条件			補償内容										ご契約のお手続き					
	お車の使用目的	年齢条件	免許証の色	相手への賠償			弁護士費用	ご自身のケガ				お車の補償			完全 キャッシュレス	安心更新 サポート	指定日以降 変更特約		
				対人・対物賠償 (示談交渉サービス付)	対物全損特約	対物臨時費用特約		人身傷害	交通傷害事故 補償	犯罪被害 補償	搭乗者傷害()	ららサポート	車両保険	盗難対策 費用特約				事故時の 付随費用・代車費用	故障時の
ONE-do	オリジナル 3区分	オリジナル 6区分	オリジナル 2区分						オリジナル	オリジナル	オリジナル (医療保険金 部位・症状別定額払)	オリジナル		オリジナル			オリジナル	オリジナル	オリジナル
SAP(車両保険有り)	-	4区分	-						×	×	(医療保険金 日額払)	×		×			-	-	-

必ず対象となる補償・条件です。 お客さまのご希望により対象とすることができる補償・条件です。 × 対象とすることができません。

ONE-doとSAP(自動車総合保険)では、医療保険金のお支払い方法が異なります。

お車の使用目的は？



レジャー使用

右記「通勤・通学使用」「業務使用」には該当せず、お車をもっぱら買い物やレジャー等の目的で使用されている場合



通勤・通学使用

右記「業務使用」には該当せず、お車を通常、通勤・通学(最寄り駅への送迎も含みます。)にも使用されている場合



業務使用

お車を通常、仕事にも使用されている場合

(注)「通常」とは、年間を通じて週5日以上または月15日以上の使用頻度をいいます。

誤った「お車の使用目的」でご契約された場合、事故発生時に保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。保険期間の途中で使用目的が変更になった場合は、異動の手続きが必要となります。

お車を運転される方は？

記名被保険者が法人の場合

ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢でお選びください。

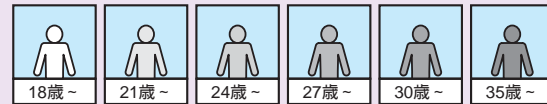
記名被保険者が個人の場合

運転者年齢条件特約

お子さま¹以外のご家族²で、ご契約のお車を運転される最も若い方は、何歳ですか？

(個人事業主の場合は、ご家族のほか従業員の年齢も含めてお選びください。)

⚠️ 自家用乗用車だけでなく、自家用貨物車やキャンピング車にも運転者年齢条件が適用されます。



<お子さまがいらっしゃる場合>

子供特約 主契約の年齢条件とは別に「子供特約」を付帯いただくことで、よりきめこまかな年齢条件の設定が可能となります。

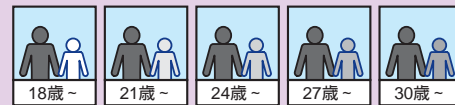
ご契約のお車を運転される最も若いお子さま¹は、何歳ですか？

(ご契約の年齢条件未満のお子さまがお車を運転される場合)

(注1) お子さまのうち「別居の未婚のお子さま」については、「臨時運転者特約」を付帯いただくことで補償することも可能です。

(注2) 「運転者」「本人・配偶者」限定特約付帯のご契約には「子供特約」を付帯することができません。

(注3) お子さま自身がご契約のお車の所有者または主たる使用者であるご契約には、「子供特約」を付帯することができません。



<運転者の範囲拡大>

臨時運転者特約



ご契約のお車をご家族²以外の方が運転される可能性があるという方には..

臨時運転者特約を付帯してご契約いただくことにより、わずか2%の追加保険料でご家族以外の方(友人・知人)³や、お子さま¹のうち「別居の未婚のお子さま」が臨時に運転された場合にも、ご契約の年齢条件にかかわらず保険金をお支払いできるようになります。

(注) 運転者年齢条件が「全年齢担保」のご契約、「運転者家族限定特約」または「運転者」「本人・配偶者」限定特約付帯のご契約には「臨時運転者特約」を付帯することができません。

<運転者の範囲限定>

運転者限定特約



ご家族²以外の方には絶対に運転させないという方には..

運転者家族限定特約

運転される方をご家族(記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族、別居の未婚の子)に限定することで、保険料を3%割引します。

(注) ご家族以外の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。

運転者「本人・配偶者」限定特約

運転される方をご家族のうち記名被保険者ご本人と配偶者の方に限定することで、保険料を8%割引します。

(注) 記名被保険者ご本人およびその配偶者以外の方が運転中に発生した事故については、保険金をお支払いできません。

¹「お子さま」とは、記名被保険者またはその配偶者の同居の子、同居の「子の配偶者」、別居の未婚の子をいいます。

²「ご家族」とは、記名被保険者、の配偶者、の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

³ 次の方は「臨時運転者」に含まれません。 記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族 の業務に従事する使用人 モータービジネス(自動車修理業など)業者 など



指定日以降変更特約

年齢条件(子供特約が付帯されている場合には子供特約の年齢条件)の変更を、最若年運転者(ご契約のお車を運転されるご家族のうち最も若い方)の誕生日にあわせてご契約時に予約いただくことができます。(詳細は10ページに記載しています。)

免許証の色は？(記名被保険者が個人の場合のみ)

ゴールド



ゴールド以外



ゴールド免許割引

運転者の年齢条件が27歳以上担保・30歳以上担保・35歳以上担保のいずれかであり、お車を主に使用される方(記名被保険者)の保険始期時点での免許証の色がゴールドの場合、保険料がお得になります。



対人賠償保険・対物賠償保険 賠償の保険

そんな“まさか”が賠償事故です。だから安心な「無制限」の補償をおすすめします。対人・対物とも示談交渉サービスが付帯されていますので安心してお任せいただけます。

対人賠償保険

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合で、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

事故の相手(被害者)が死亡または3日以上入院された場合は、以下の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。
死亡の場合 15万円 3日以上入院の場合 3万円

対物賠償保険

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の車や物を壊してしまった場合で、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

過去に起きた高額事故例

【対人賠償】スピードの出しすぎで停止できず、道路脇を自転車で走行していた中学生に衝突。被害者は重傷で今後の自力歩行が困難となり、重度の後遺障害に。(損害額 = 2億1,900万円)

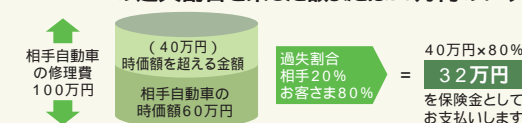
【対物賠償】乗用車が交差点を直進中、右手から来たトラックと衝突。その後、付近の駐車場の壁、電柱、信号機に衝突。(損害額 = 1,644万円)

賠償事故の円満解決のためにおすすめします。

対物全損特約 (任意付帯)



対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、お客さまが実際に負担した差額費用を保険金としてお支払いします。ただし、修理費と時価額の差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。



修理費とは、実際に修理を行った場合で自動車事故発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。

対物臨時費用特約 (任意付帯)



対物事故の相手方へのお見舞い費用として、1回の事故につき1万円を保険金としてお支払いします。

弁護士費用特約(任意付帯)



お客さま、そのご家族またはご契約のお車に搭乗中の方などが、自動車にかかわる所定の事故に遭い、相手方に対する損害賠償請求について弁護士等に委任した場合や法律相談をした場合にかかる費用等に対して保険金をお支払いします。(300万円限度。ただし、法律相談費用については別枠で10万円限度)

(注) 業務に使用する財物(ご契約のお車を除きます。)の被害は対象外です。

【お支払いの対象となるケース】
次のような被害事故に遭い相手方が損害賠償請求に応じない場合等にお役に立ちます。

- ・赤信号で停車中に追突されてケガをした。
- ・横断歩道で信号無視の自動車にひかれてケガをした。
- ・通りがかった自動車が自宅の壁を破損した。

など



他のお車を運転中の事故も補償します。(他車運転危険担保特約)

借りたお車を運転中に対人・対物賠償事故等を起こされた場合に、ご自分の保険から優先して保険金をお支払いすることができます。借りたお車自体の車両損害についても、借りたお車またはご契約のお車が車両保険に加入されているなど、一定の条件を満たせば、ご自分の保険から優先して保険金をお支払いすることができます。

ご注意

- ・記名被保険者が個人の場合に自動付帯されます。「他のお車」には、次の自動車は含まれません。
- ・記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族が所有または主に使用する自動車
- ・自家用8車種(P.2参照)以外の自動車



無保険車による人身事故で死亡・後遺障害を負われた場合も補償します。

自動付帯の無保険車傷害危険担保特約により、相手が無保険車で、相手から補償されるべき賠償金額が人身傷害補償保険により支払われる保険金の額を上回る場合に、保険金額を限度に補償します。

(無保険車傷害危険担保特約の保険金額は対人賠償保険の保険金額と同額です。)

ONE-doでは、すべてのご契約に「臨時代替自動車担保特約」が自動付帯されます。臨時代替自動車 を運転中の事故によって生じる損害に対して対人賠償、対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害等の保険金をお支払いします。また、一定の要件を満たせば車両損害についても保険金お支払いの対象となります。

臨時代替自動車とは...ご契約のお車が、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下にあり使用できない状態にある場合で、その代替として記名被保険者が、臨時に借用した自動車をいいます。

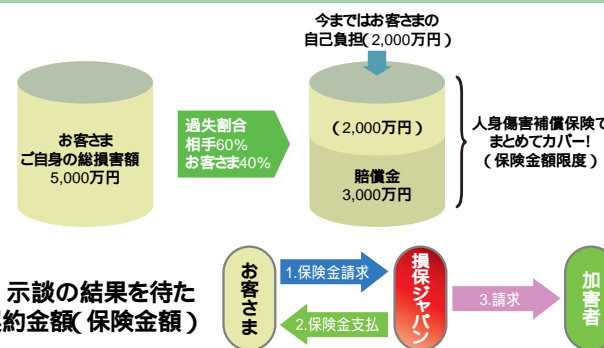


人身傷害補償保険



お客さまご自身のケガによる損害をまとめて補償!

お客さまが人身傷害事故にあわれた場合、加害者とお客さまの双方に過失が発生するケースがあります。この場合、加害者から支払われる賠償金は、その過失分だけであり、お客さまの過失分は補償されません。人身傷害補償保険は、お客さまご自身の過失にかかわらず、ケガによる総損害額をまとめて補償することによりお客さまに確かな安心をご提供します。



相手方とのわずらわしい交渉は不要です。

人身傷害事故が発生した場合、相手方とのわずらわしい交渉は不要です。示談の結果を待たずに、おケガによる総損害額につき、ご自身の過失割合にかかわらず、ご契約金額(保険金額)の範囲内でまとめて保険金としてお支払いします。

総損害額(治療費・休業損害・精神的損害等)は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。



お車に搭乗されている方はもちろん、

ご自身とご家族については交通傷害事故、さらには犯罪被害事故まで補償!

ご契約のお車に搭乗されている方はもちろん、ご自身とご家族については歩行中の自動車事故や交通傷害事故(たとえば自転車・電車・航空機・船舶・エスカレーター・駅構内でのケガ等)、さらには犯罪被害事故までカバーするワイドな補償をご提供します。

(日本国内における事故のみ)

補償範囲にあわせて
加入方法は2種類から
お選びいただけます

	補償内容				
	ご契約のお車に搭乗されている方	お客様ご自身とご家族については			
	ご契約のお車搭乗中の事故への補償	他のお車 搭乗中の事故への補償	歩行中の自動車事故への補償	交通傷害事故への補償	犯罪被害事故への補償
人身傷害(車外危険担保)					
人身傷害(搭乗中のみ担保)		×	×	ご契約のお車搭乗中のみ補償	ご契約のお車搭乗中のみ補償

(注1) 記名被保険者が法人の場合、「人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約」が自動付帯されます。
(注2) 「ご家族」とは、記名被保険者、の配偶者、の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。

「他のお車」には次の自動車は含まれません。
・記名被保険者・配偶者・これらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車
・二輪自動車・原動機付自転車

人身傷害補償保険の補償金額は十分ですか?

お車への搭乗中やご家族の歩行中の事故などを幅広く補償する「人身傷害補償保険」
ご自身だけでなくご家族のための補償でもあります。下表を参考に補償される金額をお決めください。

年齢別の平均的な損害額目安(有職者の平均)

年齢	扶養家族の有無	死亡の場合	重度後遺障害の場合
20	有	6,000万円	1億2,000万円
	無	5,000万円	1億2,000万円
30	有	8,500万円	1億4,000万円
	無	6,000万円	1億4,000万円
40	有	9,000万円	1億5,000万円
	無	7,000万円	1億5,000万円
50	有	7,000万円	1億3,000万円
	無	5,500万円	1億3,000万円

(注) 人身傷害事故により、所定の重度後遺障害に該当した場合、かつ、介護が必要と認められる場合は、保険金額(ご契約金額)の2倍(ただし、保険金額無制限の場合は無制限)を支払限度額として保険金をお支払いします。



人身目撃情報収集費用特約(記名被保険者が個人の場合に自動付帯) 業界初

ひき逃げ等の人身傷害事故で被害者が死亡または合計30日以上入院した場合に、事故¹の目撃情報等を収集するために支出したピラ代や看板設置費用等²について実費で保険金をお支払いします。(1事故、1被害者につき100万円限度)

- 1 事故について警察への届出をした場合にかぎりず。
- 2 事故から2年以内に負担した費用にかぎりず。



保険料サポート(記名被保険者が個人の場合に自動付帯)

記名被保険者が人身傷害補償保険の対象となる事故で合計30日以上入院された場合に、事故日現在の保険契約条件による保険料相当額をもとに、入院日数に応じて日割計算した額を、長期入院時保険金としてお支払いします。お車に乗れない入院期間中の保険料負担をサポートします。

(注) 事故日から365日を経過した後の入院日数に対しては保険金をお支払いしません。



ご家族や搭乗者を重大事故から守る「人身介護パック」(任意付帯)

介護補償特約... 人身傷害補償保険の対象となる事故で、被保険者が当社の定める要介護状態になった場合に、介護保険金(被保険者1名につき、要介護状態の程度に応じて月額20万円または14万円の定額払)およびケアマネジメント費用保険金(年間12万円を限度とする実損払)を所定の期間お支払いします。

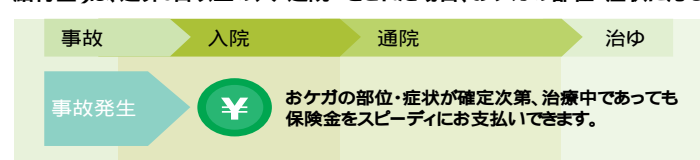
ホームヘルパー... 人身傷害補償保険の対象となる事故で、被保険者のうち家事従事者が入院し、家事に従事できない場合、実際にホームヘルパーを雇い入れる費用を1日あたり15,000円(免責金額は1日あたり1,000円)を限度として所定の期間お支払いします。なお、被保険者1名あたり1事故につき100万円を限度とします。

学業費用担保... 人身傷害補償保険の対象となる事故で、扶養者が死亡または当社の定める重度後遺障害を被り、被扶養者を扶養することができなくなった場合に、22歳以下の被扶養者に対し、大学までの入学金・授業料として要した費用の実額を、学校の種類に応じて一定額の範囲内でお支払いします。



搭乗者傷害保険(医療保険金 部位・症状別定額払)

ご契約のお車に搭乗されている方が、自動車事故により死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合に、保険金をお支払いします。医療保険金(入通院給付金)は、通算5日以上入・通院をされた場合、おケガの部位・症状に応じた定額の保険金をスピーディに受け取ることが可能です。



事故日から180日以内の入・通院にかぎりず。

医療保険金(入通院給付金・治療給付金・救急救命医療加算金)を倍額にしてお支払いできる「搭傷医療保険金倍額特約」もあります。

治療給付金

ご契約のお車に搭乗されている方が、自動車事故により入・通院された場合には、治療給付金として1万円を別枠でお支払いします。

救急救命医療加算金

入通院給付金が支払われる場合で、2日以上 ICU(集中治療室)で救命救急医療を受けたときに20万円をお支払いします。事故日から180日以内の治療にかぎりず。



ららサポート(記名被保険者が個人の場合に任意付帯)

ららサポートは、「ケガ」と「持ち物」の補償内容を充実させる次の3つの特約のセットプランです。

搭傷顔面手術... 搭乗者傷害保険の医療保険金の支払において、傷害を被った部位が顔面、頭部または頸部であり、その治療のために切開・縫合・補てつなどの外科手術または歯科手術を受けた場合に、医療保険金の額を倍額にしてお支払いします。
倍額支払特約 (注) 搭傷医療保険金倍額特約が付帯された場合であっても、医療保険金の額は4倍とはなりません。

搭傷形成手術... 搭乗者傷害保険の医療保険金を支払う事故による傷害がなおった後も身体に癬痕(はんこん)¹が残り、その癬痕の治療のために形成手術²を行った場合に、1回の形成手術ごとに10万円をお支払いします。
費用保険金支払特約
1 癬痕(はんこん)の部位・程度によりお支払いできない場合があります。
2 事故日から2年以内でかつ3回までの形成手術にかぎりず。

家族携行品... 被保険者が居住する住宅外で携行する身の回り品に、偶然な事故により損害が生じた場合に1事故あたり30万円(免責金額損害担保特約 3,000円)を限度に保険金をお支払いします。国内・国外を問わず、補償の対象となります。

(注1) 1個・1組または1対の身の回り品の損害額が10万円をこえる場合でも、その損害額は10万円とみなします。

(注2) 通貨・小切手等である場合、損害額の合計が5万円をこえるときは、損害額は5万円とみなします。

生活用動産特約と重複して付帯することはできません。



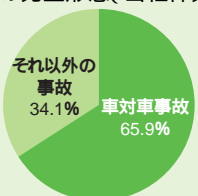
車両保険

「運転に自信のある方・ちょっぴり自信のない方」それぞれに合わせ、車両保険の加入方法もいろいろあります。

補償内容



事故の発生形態(当社件数比)



一般車両	-----
車対車 + A	-----

1 車両盗難不担保特約が付帯されている場合は補償されません。

免責金額(自己負担額)

定額方式 (事故回数に関わらず)	増額方式 (1回目) (2回目以降)	
0万円	0万円	- 10万円
5万円 ²	5万円 ²	- 10万円
10万円		

車両保険の免責金額(自己負担額)の主なパターンは左記の通りです。



免責金額は「自己負担なしの免責ゼロ」をおすすめします。

2 「車対車事故免ゼロ特約」を付帯することにより、他のお車との衝突事故で相手特定できる場合にかぎり、免責金額なしとできます。
(注)車対車の事故などで相手側に過失があり、相手からの賠償金額が免責金額以上となった場合には、免責金額を設定していても自己負担は発生しません。

ご契約金額の設定方法

ONE-doでは、協定保険価額(=時価額)と修理支払限度額という2つの車両保険金額を設定していただくことで、お客様のニーズに応じた設計が可能となります。

ご注意

ご契約のお車が修理できる場合は、原則として修理支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
盗難、全焼、水没など物理的に修理ができない場合は、協定保険価額を保険金としてお支払いします。

1		通常の車両保険は、全損・分損にかかわらずご契約金額(=時価額)を限度に保険金をお支払いしました。ONE-doでも協定保険価額と修理支払限度額を同額に設定すれば、通常と同様のお支払方法になります。
2		修理支払限度額を時価額(=協定保険価額)より高く設定することによって、時価額超の修理費に対して保険金をお支払いします。乗り慣れた愛車をできることなら修理してでも長く乗っていたいという方におすすめです。
3		修理支払限度額を時価額(=協定保険価額)より低く設定することによって、保険料を軽減することができます。全損の場合は協定保険価額をお支払いしますが、分損の場合には修理支払限度額を超える修理費はお支払いできませんのでご注意ください。(ただし「車両支払限度特約」を付帯した場合には、全損・分損とも30万円を限度とした保険金のお支払いとなります。)

(注1)お車が全損となった場合には、「臨時費用保険金」として協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。(ただし、2のケースで修理費が協定保険価額以上となり実際に修理した場合、および3で車両支払限度特約を付帯した場合は除きます。)

(注2)1のケースでは、お車が全損以外の事故で損害額が50万円以上となった場合に、損害額の5%(10万円限度)をお支払いする「修理時諸費用保険金特約」もご用意しています。
全損とは、お車の損傷を修理することができない場合および修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。



車両保険の無過失事故に関する特約(車両保険に自動付帯)

車両保険金などをお支払いした場合でも、以下の条件すべてを満たしているときには当社と締結する次契約のノンフリート等級決定において、当該事故をノーカウント事故として取扱います。お車を運転されている方に過失のない事故の車両保険金などの請求であれば、ノンフリート等級がダウンすることはありません。

- (1)ご契約のお車以外の自動車(原付を含む)との接触または衝突事故(車対車事故)であること
- (2)事故発生時にご契約のお車の運転者に当該事故に関する過失がなかったことが確定すること
- (3)事故の相手自動車の登録番号等および事故発生時の相手自動車の運転者または所有者の住所・氏名が確認できること

(注1)身の回り品特約を付帯している場合で、身の回り品損害保険金をお支払いした場合も、上記と同様の取扱いとなります。
(注2)この特約の対象となるのは車両保険および身の回り品特約のみです。車両保険および身の回り品特約以外の保険金をご請求された場合の次契約のノンフリート等級は、この特約がない場合と同様に決定します。



盗難対策費用特約(車両保険に任意付帯)

ご契約のお車が盗難や車上狙いの被害にあったことにより、盗難再発防止等のために被保険者が負担した所定の費用に対して、1回の事故につき、10万円を限度に実費で保険金をお支払いします。

(注)車両盗難不担保特約と重複して付帯することはできません。

新しいお車をお持ちのお客様に耳寄りなお知らせです。

車検前の車なので買い替えるなら新車を!というお客様に・・・車両新価保険特約をおすすめします。

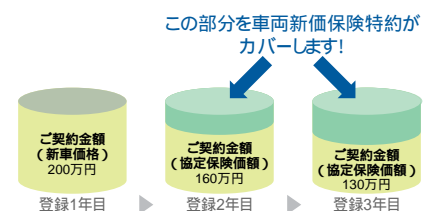


ご契約の条件

ご契約のお車がワンオーナーカー(初度登録時の所有者が変更されていない自動車)であることが条件です。中古車および並行輸入車は対象外となります。保険期間の末日が、お車の初度登録年月から37ヶ月以内にある場合に付帯できます。車両保険の協定保険価額とは別に、新車価格相当額を定めていただきます。

保険金のお支払方法

お車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合、新車価格相当額を限度とする代替自動車取得金額に、再取得時諸費用保険金[支払保険金の15%(30万円限度)]をプラスしてお支払いします。
(注1)全損とは修理不能または修理費用が協定保険価額を超える場合をいいます。
(注2)事故日の翌日から1年以内に代替自動車を取得されることがお支払いの条件です。
全損で修理する場合(盗難事故の場合を除きます。)は実際にかかった修理費用を新車価格相当額を限度にお支払いします。
盗難事故で全損となった場合、協定保険価額に再取得時諸費用保険金をプラスしてお支払いします。



新車割引

初度登録から25ヶ月以内のお車(自家用普通乗用車・自家用小型乗用車)は保険料がお得に!(詳細は13ページに記載しています。)



スーパー安心サポート(ロードアシスタンス)

車両保険または弁護士費用特約を付帯されている場合、「スーパー安心サポート」の対象となります。

スーパー安心サポートの内容

スーパー安心サポートの詳細については、約款冊子(保険証券または継続証に同封)にてご確認ください。

ご契約のお車が事故・故障で自力走行できなくなった場合、スーパー安心サポート専用デスクにお電話ください。JAFにお取り次ぎし、30分程度の緊急修理、レッカーなどを手配します。事故・故障の形態等によっては、専用デスクの判断により他のロードアシスタンス業者にお取り次ぎする場合があります。(事前にご連絡なく、当社にお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。)

レッカー(最寄りの搬入先まで) 事故や故障により自力走行不能となった場合に現場に急行し、レッカーを行います。 【無料となるレッカー距離】 <table border="1"> <tr> <td>JAF会員</td> <td>JAF会員以外</td> </tr> <tr> <td>最長 35km</td> <td>最長 30km</td> </tr> </table> 事故・故障の現場から35km以内に搬入先がない場合に限り、35kmを超える費用も対象となります。	JAF会員	JAF会員以外	最長 35km	最長 30km	緊急修理(30分程度) 故障やトラブルにより自力走行不能となった場合に現場に急行し、30分程度で完了する応急修理を行います。 燃料切れ時の給油 燃料切れにより走行不能となった場合に、燃料をお届けします。(1保険年度1回限り対象となります)	ロードアシスタンス費用は、クレジットカード払または現金払により、お客様に現場で一時的にお立替いいただきます。 ロードアシスタンス実施後、再度専用デスクにご連絡ください。お立替えいただいた費用のお支払い手続きをご案内いたします。 当社所定のクレジットカードでお支払いいただいた場合、スーパー安心サポートの対象となるロードアシスタンス費用は当社がカード会社に直接お支払いし、カード会社からのお客様への請求を相殺させていただきます。ただし、毎月の締切日の関係により、お客様に一時的にお立替えいただく場合がございます。 当社所定のクレジットカード 【セゾン】カード、JCB、DC、UC お客様がJAF会員の場合 スーパー安心サポートの対象となるロードアシスタンス費用(ガソリン代を除きます)をお客様に現場でお立て替いただく必要があります。その費用は、当社からJAFへ直接お支払いします。
JAF会員	JAF会員以外					
最長 35km	最長 30km					

ご利用にあたって(ご注意)

- スーパー安心サポートによるロードアシスタンスが必要な場合、必ず事前にスーパー安心サポート専用デスクにご連絡ください。
- 下記の費用は、スーパー安心サポートの対象外となります。
 - JAF入会金、年会費、部品代、消耗品代、セキュリティ装置付車両の鍵の開錠(含イモビライザー付)、クレーン作業などの特殊作業費用、パルク修理の作業費用(出動費などの基本料金はスーパー安心サポートの対象です。また、JAF会員の場合、作業費用も対象となります。)
 - 自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ、故意や故障、事故以外での点検・チェーン装着作業や積重による走行困難など故障でない場合、違法改造車、飲酒運転など法律に違反している場合、大事故、転落など保有する装備で作業が不可能な場合、けん引不可能な構造の車両、最寄りに搬入場所がない場合、地震、噴火、津波等天災に起因する場合、戦争、暴動危険、原子力に起因する場合など
 - 車両保険、事故・故障付随費用保険でお支払いの対象となる費用については、保険金をお支払いします。そのため、車両保険でお支払いした場合は、ノンフリート等級別料率制度における事故の件数にカウントされ、翌年の等級が下がったり、また、等級が据え置きとなる場合があります。
 - スーパー安心サポートの内容は、ご案内せずに変更となる場合がございます。



事故・故障付随費用保険(車両保険に原則付帯されています。)

お車の事故や故障による走行不能時の思わぬ出費も補償します。

さまざまな付随費用をサポート

右記の事由により負担した各種付随費用に対し、保険金をお支払いします。

事由	付随費用	運搬費用	臨時宿泊費用	臨時帰宅費用	搬送・引取費用	キャンセル費用
事故・故障による走行不能						
事故による搭乗者の死亡・入院	-					

(注)1年契約の場合、故障による走行不能のときのお支払いは保険期間中1回に限りです。なお、鍵の閉じ込みやバッテリー上がり、ガス欠、パンク、摩耗等による部品損傷などによる走行不能の場合は事故・故障付随費用保険金のお支払いの対象となりません。



事故・故障代車費用保険(車両保険にご加入の場合に限りご加入いただけます。)

事故・故障時のレンタカー代をサポート

ご契約のお車が車両事故や故障により走行不能となったために修理期間中に借り入れた同等クラスのレンタカー費用(実費)を支払限度日額を限度にお支払いします。(事故の場合は事故日から30日、故障の場合は修理工場への運搬日から15日以内の実使用日数が対象となります。)

(注)1年契約の場合、故障による走行不能のときのお支払いは保険期間中1回に限りです。なお、鍵の閉じ込みやバッテリー上がり、ガス欠、パンク、摩耗等による部品損傷などによる走行不能の場合は事故・故障代車費用保険金のお支払いの対象となりません。

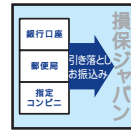
保険をもっと便利にもっと身近に...これが保険の新契約システムです。



ご契約手続きは完全キャッシュレス。この便利さがONE-doです。

保険料は保険始期の翌月に口座から引き落とし。だから現金のご用意は不要。お手続きはスムーズに、お支払いは余裕をもって。

ONE-doでは、保険料を後日、口座振替でお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。



ONE-doの保険料お支払い方法

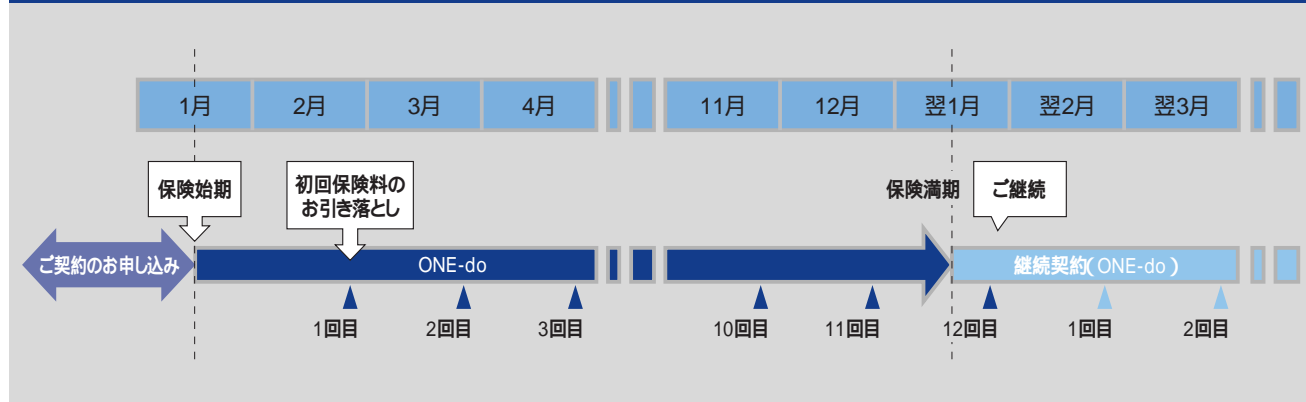
ONE-doの保険料(分割払の場合は初回保険料)は、保険始期の翌月から口座振替によりお支払いいただきます。なお、一括払の場合は郵便局、当社指定のコンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫等を通じて保険始期の翌月末までに保険料をお支払いいただくこともできます。

(注1)一括払契約で郵便局、コンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な金融機関でのお支払いを選択された場合、後日お送りする保険料の払込票によりお支払いいただきます。

(注2)団体 / 集団扱契約、大口分割契約、大口分割(口振)契約等は上記と異なります。

払込回数	お支払い方法
分割払	口座振替(12分割12回払のみ)
一括払	口座振替 郵便局、コンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー) 利用可能な金融機関でのお支払い

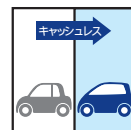
保険料のお引き落としスケジュール(口座振替(12分割12回払) 保険始期 1月15日の場合)



ご契約と同時に補償はスタート。

ONE-doなら、ご契約手続きをしていただければ、その時点(保険始期前に契約が成立した場合は保険始期時点)から補償が開始します。

(注)一定期日までに保険料のお支払いがない場合は補償ができないことがあります。

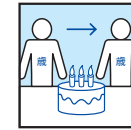


契約内容の変更(異動)手続きもキャッシュレス。ますます便利に!

ONE-doなら、新車購入によるお車の入れ替えなど、ご契約内容の変更(異動手続き)でも保険料は後日、口座振替でお支払いいただきますので、お手続き時に現金をご用意いただく必要はありません。

(注1)ご契約時に郵便局、コンビニエンスストアまたはPay-easy(ペイジー)利用可能な金融機関でのお支払いを選択された場合は異動保険料を口座振替でお支払いいただくことはできません。

(注2)団体 / 集団扱契約、大口分割契約、大口分割(口振)契約等は上記と異なります。



ご契約時に年齢条件の変更を予約、その後の異動手続きは不要!

指定日以降変更特約

ONE-doには指定日以降変更特約があります。この特約は、年齢条件(子供特約が付帯される場合は子供特約の年齢条件)の変更を、保険期間中の最若年運転者(ご契約のお車を運転されるご家族のうち最も若い方)の誕生日(=指定日)にあわせてご契約時に予約するものです。

(注1)記名被保険者が個人であり、保険期間が1年のONE-do契約が対象となります。

(注2)子供特約が付帯された契約はお子様の誕生日(指定日)から、子供特約の年齢条件を変更いたします。

(注3)運転者年齢条件が全年齢担保から21歳以上担保に指定日以降変更となる条件でご契約される場合は、あわせて指定日以降臨時運転者特約も適用となります。ただし、運転者家族限定特約、運転者「本人・配偶者」限定特約が付帯された契約を除きます。

(注4)「ご家族」とは、次の方をいいます。

以下の 以外の場合

記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族、別居の未婚の子

運転者「本人・配偶者」限定特約付帯の場合

記名被保険者・配偶者

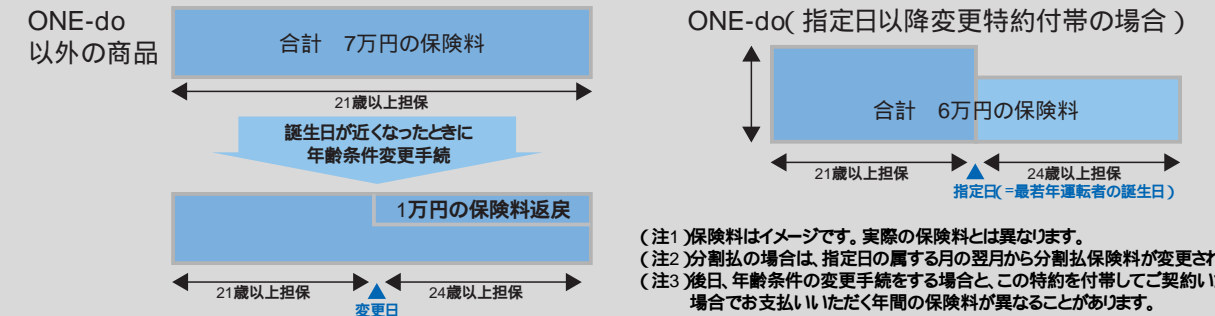
臨時運転者特約または指定日以降臨時運転者担保特約付帯の場合

記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族

(注5)この特約を付帯した契約に、保険期間中に運転者年齢条件特約、子供特約、臨時運転者特約、運転者家族限定特約、運転者「本人・配偶者」限定特約の変更、追加、削除が生じた場合は、この特約を削除する必要があります。

(例)現在、最若年運転者が23歳の方で保険期間中に24歳の誕生日がくる場合

ONE-do以外の商品の場合は、一旦、「21歳以上担保」でご契約いただき、後日、年齢条件変更の手続きが必要でした。ONE-doなら、後日お返ししていた保険料をあらかじめ差し引いてご契約いただくことができます。



(注1)保険料はイメージです。実際の保険料とは異なります。
(注2)分割払の場合は、指定日の属する月の翌月から分割払保険料が変更されます。
(注3)後日、年齢条件の変更手続きをする場合と、この特約を付帯してご契約いただく場合でお支払いいただく年間の保険料が異なることがあります。



ご契約の満期時には、更新手続きをしっかりサポート!

安心更新サポート(自動付帯¹)

安心更新サポートは、保険期間1年のONE-do契約の満期時における契約更新手続きのサポート機能です。

特長1 対象契約が満期を迎える際には、新しいタイプの案内状「安心更新案内」を送付します。「安心更新案内」では、年齢条件や免許証の色など契約条件の確認方法や、補償内容の見直しのポイントをわかりやすく解説しているため、お客さまにもじっくりとご検討いただけます。

特長2 安心更新サポートには、長期のおでかけなどで契約更新の手続きをすっかり忘れてしまっていたような方が一の場合でも補償が途切れることのないようご契約の自動更新機能がセットされています。この場合、更新前契約と同条件²にてご契約を自動更新します。ご契約を満期時に更新しない場合、満期の前月の通知締切日までに当社または取扱代理店に更新しない旨を通知いただく必要があります。通知締切日は右の表のとおりです。

満期日	通知締切日
毎月1日~15日	満期前月の10日
毎月16日~月末最終日	満期前月の25日

1 1~5等級の契約・明細付契約など安心更新サポートの対象とならない契約があります。また、ご契約条件の変更等により、保険期間の途中で安心更新サポートの対象外となる場合もあります。

2 車両保険の保険金額については、更新時のご契約のお車と同等のお車の市場販売価格相当額に見直した上で更新となります。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更となる場合があります。



お車の装置などをご確認ください

<p>自家用普通乗用車 自家用小型乗用車</p>	<p>お車の型式別に安全装置の効果も加味して決定された担保種目毎の料率クラス(1~9クラス)が適用されます。 (注)盗難防止装置、エコカー、福祉車両については右表のとおり割引が適用されます。</p>
<p>上記以外の自動車</p>	<p>お車の安全装置により右表の割引が適用されますのでご確認ください。</p>

安全装置等	担保種目	担保種目					
		対人賠償	自損事故	対物賠償	人身傷害	搭乗者傷害	車両
事故予防装置	ABS	5%	5%	5%	5%	5%	-
	横滑り防止装置 ²	5%	5%	5%	5%	5%	-
損害軽減装置・構造	エアバッグ	-	10%	-	10%	10%	-
	衝突安全ボディ ²	-	10%	-	10%	10%	-
盗難防止装置 ²	イモビライザー ³	-	-	-	-	-	5%
	GPS追尾システム ³	-	-	-	-	-	3%
その他 ²	エコカー ⁴	保険料の1.5% (ファミリーバイク特約等、一部の特約には割引が適用されません。)					
	福祉車両 ⁴	保険料の3%					

- 1 ご契約のお車に搭乗中の補償に対する保険料のみが割引の対象です。
- 2 当社の定める規定に合致しているものにかぎります。
- 3 盗難防止装置を重複して装備されている場合には、いずれか高い割引率を適用します。
- 4 エコカーと福祉車両が、いずれも対象となる場合は福祉車両割引を適用します。



新しいお車(自家用普通乗用車・自家用小型乗用車)をお持ちの方のための割引制度

新車割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車で保険始期の属する月が初度登録年月から25ヶ月以内の場合、下表のように保険料を割引します。

車両	対人賠償・自損事故・対物賠償・搭乗者傷害・人身傷害
5%割引	9%割引

(注)人身傷害については、ご契約のお車に搭乗中の補償に対する保険料のみが割引の対象です。

参考 車両保険金額の決め方

協定保険価額は、車両標準価格表にもとづいて市場販売価格でお決めください。

修理支払限度額の設定については、取扱代理店にご照会ください。

ニーズ細分型自動車保険

ONE-do の主な補償内容

担保種目・特約	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合(×)				
車両保険	<p>一般車両 ご契約のお車が衝突・接触・火災・盗難・台風・洪水・高潮などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。</p> <p>車対車+A ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、かつ、相手自動車とその運転者または所有者が確認されたときに保険金をお支払いします。さらに火災・爆発・盗難・台風・洪水などによる損害に対しても保険金をお支払いします。</p> <p>車両保険の無過失事故に関する特約(自動的に付帯されます。) 相手自動車との接触・衝突によってご契約のお車または積載中の身の回り品に生じた損害に対して、車両保険金または身の回り品特約の保険金をお支払いする場合は、次の条件をいずれも満たしているときは、車両保険の免責金額および当会社と締結する次契約のノンフリート等級の決定において、車両保険金および身の回り品特約の保険金を支払わなかったものとして取扱います。 (注)身の回り品特約については18ページをご参照ください。事故の発生に関してご契約のお車を使用・管理していた方に過失がなかったことが確定すること、事故の相手自動車とその運転者または所有者が確認できること。</p>	<p>修理できない場合(盗難、水没など) 協定保険価額(お車の時価額)をお支払いします。また、臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。</p> <p>修理できる場合 損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、ご契約時にお決めいただいた修理支払限度額を限度とします。また、修理支払限度額が協定保険価額以下の場合で、損害額が協定保険価額以上のときには、免責金額を差し引かず協定保険価額をお支払いするとともに、臨時費用として協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。</p> <p>保険契約者または被保険者が、所定の費用(ご契約のお車が自力で移動することができない場合に最寄りの修理工場等に当該お車を運搬するための費用など)を支出した場合は、当該費用の額を所定の金額を限度に保険金額とは別枠でお支払いします。</p> <p>部分品(パンパーなど)の損傷などご契約のお車が補修できる場合に、部品交換による修理をしたときには、その費用の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>被保険自動車の盗難に関する代車等費用担保特約(自動的に付帯されます。) 盗難(付属品等一部分のみの盗難を除きます。)*に遭い、使用不能となったときに、盗難を警察に届け出た場合*に限り、使用不能日数から最初の3日を控除した日数に対し、1日につき3,000円を30日を限度にお支払いします。</p>	×	-	×	-	
事故・故障付随費用保険	<p>ご契約のお車が、事故または故障によって走行不能となった場合に、右記の費用を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。</p> <p>また、ご契約のお車に搭乗中の方が、運行に起因する事故等により、死亡または入院した場合に、右記の費用を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。</p> <p>~の費用のお支払いは、故障の場合には、が支払われること、または、最寄りの修理工場へ運搬されることが条件となります。また、事故の場合には、偶然な事故によって走行不能になることが条件となります。</p> <p>故障による走行不能を原因とする保険金のお支払いは、保険期間1年につき1回となります。</p> <p>(注)ご契約のお車を通常保管している車庫などで生じた事故や故障による走行不能の場合は、の費用はお支払いの対象となしません。</p>	<p>運搬費用保険金() 最寄りの修理工場等にレッカー車で運搬する費用を、1事故につき15万円を限度に実費をお支払いします。原則として車両保険からお支払いしますが、この保険を優先してお支払いすることも可能です。</p> <p>臨時宿泊費用保険金 臨時に最寄りのホテル等有償の宿泊施設に宿泊したときの1泊分の客室料を1事故につき1名あたり1万円を限度に実費でお支払いします。</p> <p>臨時帰宅費用保険金 事故にあわれた地などから居住地または当面の目的地へ合理的な経路・方法で移動するための交通費を、1事故につき1名あたり2万円を限度に実費でお支払いします。</p> <p>搬送・引取費用保険金() ご契約のお車の修理完了後、または搭乗中の方が死亡または入院した場合に、お車またはお車の積載物を引き取るために必要な費用を、1事故につき15万円を限度に実費でお支払いします。</p> <p>キャンセル費用保険金 予約をしていた特定のサービスの全部または一部を受けられなくなった場合のキャンセル費用から、1,000円もしくはキャンセル費用の20%のいずれか高い額を控除した額をお支払いします。ただし、1事故につき50万円を限度とします。</p> <p>運搬費用保険金と搬送・引取費用保険金が同一の事故で支払われる場合には、合計で15万円が限度となります。</p>	×	-	×	-	
対人賠償保険	<p>ご契約のお車による事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等で支払われるべき金額を超える部分について保険金をお支払いします。</p>	<p>被害者1名あたりの損害賠償額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。保険金額とは別枠で、被害者が死亡の場合には15万円を、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。</p>	-	×	×	×	
対物賠償保険	<p>ご契約のお車による事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。</p>	<p>1事故あたりの損害賠償額を保険金額(ご契約金額)を限度としてお支払いします。</p>	-	×	×	×	
人身傷害補償保険 (人身傷害に関する交通事故危険担保特約 人身傷害に関する犯罪被害事故危険担保特約)	<p>次のいずれかの事故により被保険者(記名被保険者またはその同居の親族などの方)が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏づける医学的他覚所見のないものを除きます。)を被った場合に、当社が定めた支払基準に基づいて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>・ご契約のお車または他の自動車()に乗車中や歩行中の自動車事故 ・電車・航空機などの乗り物に搭乗中の事故等 ・犯罪加害行為により生命または身体が害される事故 他の自動車とは、二輪自動車、原動機付自転車以外の自動車をいいます。ただし、記名被保険者・配偶者、これらの同居の親族が所有または主として使用している自動車や被保険者が業務のために使用している間の被保険者の使用者が所有する自動車を除きます。</p> <p>人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約 ご契約のお車に搭乗中の事故に限って補償する特約です。記名被保険者が個人の場合には、ご希望により付帯され、法人の場合には自動的に付帯されます。</p>	<p>保険金額(ご契約金額)を1名ごとの最高支払限度額とし()、加害自動車の自賠責保険または賠償義務者からすでに取得した損害賠償額などを差し引いた額をお支払いします。</p> <p>所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、保険金額の2倍(ただし、保険金額無制限の場合は無制限)を支払限度額とします。</p> <p>保険金額とは別枠で、被保険者が死亡した場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。</p> <p>保険金額とは別枠で、被保険者の家族が事故地まで赴くための往復の交通費および現地で宿泊費用に対して、1回の事故につき、死亡または入院した被保険者1名につき20万円または家族2名分のいずれか低い額を限度(宿泊費用は家族1名につき1泊かつ1万円が限度)にその実費を家族駆け付け費用保険金としてお支払いします。</p>	×	-	×	-	

担保種目・特約	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)				
人身被害事故 目撃情報収集等 費用担保特約	記名被保険者が個人である場合に自動的に付帯されます。人身傷害補償保険の保険金支払対象となる事故(警察への届出がされたものにかぎります。)により、被害者(人身傷害補償保険の被保険者)が死亡または合計30日以上入院した場合に、被害者やその配偶者および親族が下記 または の費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、事故発生日から2年後までに負担したものにすぎません。 事故の相手が特定されていない場合に目撃証言等を収集するために要した、看板・ポスター・ビラの作成・設置・配布の費用および広告掲載などの費用 事故の相手が検挙された場合に、検挙に直接結びついた目撃証言または協力行為などに対する謝礼	1事故につき被害者1名に対し、左記 と を合計して100万円を限度としてお支払いします。ただし、 の費用については、10万円を限度とします。	運転者以外の乗客の傷害および目撃証言	酒気帯び・無免許・麻薬服用などの運転による	父母・配偶者・子に対する損害賠償	地震・噴火・津波による損害または傷害	台風・洪水・高潮による損害または傷害
保険料サポート特約	記名被保険者が個人である場合に自動的に付帯されます。記名被保険者が人身傷害補償保険の保険金支払対象となる事故で合計30日以上入院された場合に、入院期間に対応する保険料相当額を保険金としてお支払いします。ただし、事故日から365日以内の入院にかぎります。	人身傷害事故が発生した時において定められているこの保険契約の契約条件に従い算出した保険料相当額をお支払いします。	×	-	×	-	
搭乗者傷害保険 医療保険金 部位・症状別定額払	ご契約のお車に乗車中の方(運転者を含みます)が、自動車事故によって180日以内に死亡したり後遺障害を被った場合、または傷害(被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。)を被り、事故発生日から180日以内に入院された場合に保険金をお支払いします。 なお、1名あたりのお支払い額は、1名あたり保険金額(ご契約金額)が限度となります。(ただし医療保険金、重度後遺障害特別保険金、重度後遺障害介護費用保険金および座席ベルト装着者特別保険金は、保険金額とは別特約でお支払いします。)	死亡保険金……………1名あたり保険金額(ご契約金額)の全額 後遺障害保険金……………1名あたり保険金額の4～100%の額 医療保険金 以下の保険金をお支払いします。 部位・症状別入院通院給付金 入・通院日数が5日以上の場合に、傷害を被った部位・症状に応じて当社が定める保険金支払額表に該当する金額 救急救命医療加算金 2日以上ICU(集中治療室)で救命救急医療を受けたときは、20万円(が支払われる場合に限り。) 治療給付金 治療を開始した場合に、1万円 所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、重度後遺障害特別保険金として1名あたり保険金額の10%(100万円限度)を、重度後遺障害介護費用保険金として1名あたり後遺障害保険金の50%(500万円限度)をそれぞれ加算してお支払いします。 シートベルト(チャイルドシート)を含みます。)を装着中に道路で事故により死亡した場合は1名あたり保険金額の30%(300万円限度)を座席ベルト装着者特別保険金として加算してお支払いします。	×	-	×	-	
事故・故障代車 費用保険	ご契約のお車が、事故または故障によって走行不能になった場合で、右記費用を負担することによって損害を被ったときに保険金をお支払いします。 故障による走行不能の場合、走行不能となった地もしくは記名被保険者の居住地のもよりの修理工場等へレッカー車で運搬されることが条件となります。 故障による走行不能を原因とする保険金のお支払いは、保険期間1年につき1回となります。 事故による損害が発生している場合は走行可能であっても保険金をお支払いします(ただし、損害を修理されないときを除きます。)。また、お車が盗難により使用不能となった場合で警察へ届け出をされたときも保険金をお支払いします。 (注)ご契約のお車を通常保管している車庫などで生じた故障による走行不能の場合は保険金のお支払いの対象となりません。	ご契約のお車の代替交通手段として借り入れた、ご契約のお車と同等クラスのレンタカーの費用を支払限度日額を限度にお支払いします。事故の場合は原則として事故日から30日以内、故障による走行不能の場合は運搬された日から15日以内で下記支払対象期間内の実日数が対象となります。 ご契約のお車の損害を修理できない場合は、代替の自動車も新たに取得された日までご契約のお車の損害を修理される場合は、修理完了後の納車日まで(修理に要する相当日数)	×	-	×	-	

担保種目・特約	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)				
無保険車傷害 危険担保特約	ご契約のお車に乗車中の方が、他の自動車との事故で死亡したり後遺障害(被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。)を被り、それによって生じた損害について法律上の損害賠償を請求することができる場合であって、加害自動車に対人賠償保険などが付いていないなどのため、十分な損害賠償が受けられないときに保険金をお支払いします。また、記名被保険者が個人の場合、記名被保険者またはその同居の親族などの方が歩行中または他の車に乗車中に同様の事故に遭われた場合にも保険金をお支払いします。	保険金額(ご契約金額)が1名ごとの支払限度額となります。ただし、加害自動車に対人賠償保険が付いているとき、または他の無保険車傷害保険(特約)の適用があるときは、その保険金額のうちいずれか高い額を被保険自動車の保険金額から差し引いた額を限度とします。保険金額とは別特約で、被保険者が死亡した場合には15万円、入院3日以上の場合には3万円を臨時費用保険金としてお支払いします。 人身傷害補償保険とは、重複して保険金は支払われません。	×	-	×	×	
自損事故 危険担保特約	電柱との衝突または崖からの転落などの自損事故で、運転者・搭乗者・保有者が死亡したり、身体に後遺障害または傷害(被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを除きます。)を被った場合で、それによって生じた損害について自賠責保険などから支払いがつけられないときに保険金をお支払いします。	死亡保険金……………1名あたり1,500万円 後遺障害保険金……………1名あたり50～2,000万円 医療保険金……………1名あたり日常生活または業務に支障のある治療日数1日につき入院の場合6,000円、通院の場合4,000円。ただし1回の事故につき1名100万円を限度とし、保険金額(ご契約金額)とは別特約でお支払いします。 所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要と認められる場合には、介護費用保険金として1名につき200万円を保険金額とは別特約でお支払いします。 人身傷害補償保険による保険金が支払われる場合、この特約による保険金は支払われません。	×	-	×	-	
臨時代替自動車 担保特約	ご契約のお車が、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない状態にある場合で、その代替として記名被保険者が、臨時に借用する自動車をご契約のお車とみなして対人賠償、対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害等の保険金をお支払いします。 対人賠償、対物賠償における被保険者は、記名被保険者およびその使用人に限られます。 臨時に借用する自動車の車両損害については、ご契約のお車または借用中のお車のどちらかに車両保険の加入があり、かつ、車両保険金が支払われる事故である場合に、対物賠償の対象として保険金をお支払いします。	ご契約のお車の補償内容に従い、対人賠償、対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害等の保険金額(ご契約金額)をもって、保険金をお支払いします。なお、借用自動車の車両損害についても、一定の条件をみたした場合には、対物賠償の対象として保険金をお支払いします。ただし、酒気帯び・無免許・麻薬服用などの運転による車両損害についてはお支払いの対象となりません。	-	×	×	×	
他車運転 危険担保特約	記名被保険者が個人である場合に自動的に付帯されます。借用中の自動車、自家用車種である場合のみ対象となります。 借用中の自動車を記名被保険者またはその同居の親族などの方が運転中に、対人賠償、対物賠償等の事故が発生した場合には、借用中の自動車の保険で支払われない超過する損害について、ご契約のお車と同様の補償内容に保険金をお支払いします。また、一定の条件を満たした場合には、ご自身の保険を借用中の自動車の保険に優先して支払うことができます。 借用中の自動車の車両損害については、ご契約のお車または借用中の自動車のどちらかに車両保険の加入があり、かつ、車両保険金が支払われる事故である場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対し、対物賠償の対象として保険金をお支払します。	ご契約のお車の補償内容に従い、対人賠償、対物賠償等の保険金額(ご契約金額)をもって、保険金をお支払いします。なお、借用自動車の車両損害についても、対物賠償の対象として保険金をお支払いします。ただし、酒気帯び・無免許・麻薬服用などの運転による車両損害についてはお支払いの対象となりません。	-	×	×	×	
対物全損時修理差額 費用担保特約	対物事故で相手の自動車の修理費(当社が事前に承認したものに限り。)(が時価額を超え、お客さまがその差額を負担した場合、お客さまが実際に負担した差額費用を保険金としてお支払いします。	相手の自動車の修理費と時価額の差額部分にお客さまの過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。 部分品(バンパーなど)の損傷など相手の自動車が補修できる場合に、部品交換による修理をしたときは、その費用の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。	-	×	×	×	
対物臨時費用担保特約	対物事故にともない被保険者が臨時に必要とする費用に対して保険金をお支払いします。	保険金額とは別特約で、1回の対物事故につき1万円を臨時費用保険金としてお支払いします。	-	×	×	×	

担保種目・特約	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)				
弁護士費用等担保特約	被保険者(記名被保険者またはそのご家族、ご契約のお車に搭乗中の方など)が次のいずれかの被害事故に遭い、賠償義務者に対する損害賠償請求について弁護士・司法書士・行政書士・裁判所またはあせんもしくは仲裁をおこなう所定の機関に委任または相談を行った場合に負担する費用に対して保険金をお支払いします。ただし当社の同意を得て支出した費用にかぎりず。 相手自動車との事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 のほか、自動車搭乗中の事故により、被保険者が死傷すること、または被保険者の財物に損害が生じること。 のほか、ご契約のお車または被保険者が所有する他のお車に損害が生じること。 業務に使用する財物(ご契約のお車を除きます。)の被害は対象外です。	1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円(法律相談費用は別枠で10万円)を限度としてお支払いします。	運転者及び無免許者(運転者)の運転による	酒気帯り、無免許者(運転者)の運転による	父母、配偶者、子に対する損害賠償	地震、噴火、津波による損害または被害	台風、洪水、高潮による損害または被害
盗難・車上狙い再発防止等費用担保特約 (盗難対策費用特約)	盗難により被保険者が盗難発生の翌日から90日以内に次の費用を負担したことによって被害に遭い、保険金をお支払いします。ただし、盗難の事実を警察官に届け出たものにかぎりず。 再発防止費用 ご契約のお車が盗難された場合に、ご契約のお車または代替自動車にイモバイザーや警告・警報装置等盗難防止を目的とした装置を購入・設置するための費用および窓ガラスに車台番号等を刻印するための費用、ならびに自動車の保管場所に監視カメラ等盗難防止を目的とした設備を設置するための費用 (注)警告・警報装置の購入・設置費用および監視カメラ等の設置費用は、お車に損害が生じたときにかぎり盗難未遂や積載物の盗難(いわゆる車上狙い)の場合でもお支払いします。ただし、監視カメラ等の設置費用については、盗難未遂や車上狙いがご契約のお車の保管場所で発生した場合にかぎりず。 ドアロック交換費用 ご契約のお車またはそのキーが盗難された場合のキー・キーシリンダーの交換費用、ならびに自宅ドアの鍵が盗難された場合のドアの開錠費用および鍵・錠の交換費用。ただし、置き忘れまたは紛失による場合を除きます。 (注)自宅ドアの開錠費用および鍵・錠の交換費用は、自宅ドアの鍵がご契約のお車またはそのキーと同時に盗難された場合にかぎりず。 盗難車両追尾費用 ご契約のお車が盗難された場合のGPS追尾システムによるお車の位置検索のための通信費用およびその結果発生した警備員等の急行費用	1回の事故につき、10万円を限度に、実費をお支払いします。イモバイザーが標準装備された自動車を再取得された場合は、イモバイザーの設置費用を5万円とみなします。	×	-	×	-	
車両新価保険特約	ご契約のお車が事故で全損(修理不能または修理費が協定保険価額以上)または新車価格相当額の50%以上の損害が発生し、かつ、被保険者がその代替として新たに自動車を取得する場合、または全損の場合で協定保険価額をこえて修理するときに、新車価格相当額を限度にその費用を保険金としてお支払いします。	新たに取得した自動車の価格が新車価格相当額を下回る場合には、当該自動車の価格をお支払いします。ただし全損の場合は、協定保険価格を下回らないものとします。また、盗難によって生じた損害(発見されるまでの間に生じた損害を含みます。)については、協定保険価額が支払保険金の限度となります。 全損の場合(ご契約のお車を修理した場合を除きます。)、または修理費が新車価格相当額の50%以上となりお車を再取得された場合には、上記とは別に、支払保険金の15%に相当する額(30万円限度、10万円以下の場合は10万円。)を再取得時諸費用保険金としてお支払いします。	×	-	×	-	

担保種目・特約	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(×)				
くらしサポート	搭乗者傷害保険の顔面手術医療保険金倍額支払特約	被保険者が顔面、頭部または頸部に傷害を被り、その治療について切開、縫合、補綴などの外科手術または歯科手術を受けた場合が対象となります。 (注)搭乗者傷害保険の医療保険金倍額支払に関する特約があわせて付帯されている場合には、この特約は適用されません。	×	-	×	-	
	搭乗者傷害保険の形成手術費用保険金支払特約	搭乗者傷害保険(医療保険金部位・症状別定額払)の医療保険金が支払われる原因となった傷害がなおった後、被保険者が、身体に残った瘢痕(はんこん)(キズあと)の治療のために手術を受けた場合に保険金をお支払いします。 (注1)顔面部、頭部および頸部以外の直径が2cm未満の瘢痕(線状の瘢痕の場合は、長さが3cm未満の瘢痕)はお支払いの対象となりません。 (注2)お支払いの対象となるのは、事故の発生日から2年以内の形成手術にかぎりず。	×	-	×	-	
	家族携行品損害担保特約	偶然な事故によって、被保険者の居住する住宅外で、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。 (注)自転車、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、コンタクトレンズ、動植物、有価証券、預貯金証書等は、補償の対象となりません。	×	-	×	-	
身の回り品特約	衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、盗難、台風、こう水、高潮その他偶然な事故により、ご契約のお車の室内・トランク内に収容またはキャリアに固定された日常生活用の個人所有動産(身の回り品、といひます。)に損害が生じたときに保険金をお支払いします。 (ただし、キャリアに固定された身の回り品の盗難損害は除きます。) 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手等は、補償の対象となりません。	損害額から、免責金額(3,000円)を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険期間1年につき30万円を限度とします。 (注)身の回り品1個、1組または1対について損害額が10万円をこえる場合は、その損害額を10万円とみなします。ただし、身の回り品が乗券券、通貨、小切手等で、損害額の合計が5万円をこえる場合は、損害額を5万円とみなします。	×	-	×	-	

当社代理店は当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務を行っています。したがって、当社代理店の取扱いにより締結され有効に成立したご契約は、当社と直接ご契約いただいたものとなります。

保険証券(または継続証)は大切に保管してください。また、ご契約手続き後、1ヵ月経過しても保険証券(または保険契約継続証)が届かない場合には、お近くの損保ジャパンにご相談ください。

お客さま(保険のご契約者)以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

次のような場合には必ずご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない事があります。なお、ご連絡の内容により保険料が変更になる事があります。

(1) 保険期間開始前の事故により、前契約の事故件数が変更になるとき

(2) お車を主に使用される方(記名被保険者)を変更するとき

(3) お車の使用目的を変更するとき

(4) 他の保険契約・共済契約を締結するとき

損害保険料控除は平成18年12月末をもって廃止されました。

もっとひとりひとりの保険になるために

ニース細分型自動車保険

ONE-doのサポート体制

ご契約から事故対応のアドバイスまで損保ジャパンがトータルにサポートします。

事故の時のご連絡先

事故受付フリーダイヤル

事故が起きた際は下記フリーダイヤルまでご連絡ください。

(株)損保ジャパン・ハートフルライン

24時間365日受付

☎ 0120-256-110

商品に関するお問い合わせ

お客様フリーダイヤル

【受付時間】

平日:午前9時から午後8時

土曜・日曜・祝日:午前9時から午後5時

☎ 0120-888-089

おけがをされてお困りの場合

損害額のご相談、医療面・福祉面のアドバイス、各種相談所・医療機関のご紹介、社会保険利用手続きのご支援などを行います。

事故または故障で自走できずにお困りの場合

事故の内容およびご契約の内容に応じて、以下のサービス・サポートを行います。

代車手配、紹介サービス	タクシー手配、紹介サービス	
レッカー手配、紹介サービス	陸送業者手配、紹介サービス	など

(注)ご契約内容により、かかった費用はお客様の負担となる場合があります。

業界トップクラスの 事故対応拠点網

年間180万件以上の事故解決実績。全国約230カ所の事故対応拠点網と約7,400人の専任スタッフがお客様に安心をお届けします。

保険金迅速お支払い

車両・対物事故については、原則お電話での請求意思の確認のみで、よりスピーディに保険金をお支払いできるよう、お客様の請求手続きを簡単にしました。

「ニース細分型自動車保険ONE-do」は、「革新・自動車総合保険」のペットネームです。このパンフレットは、「革新・自動車総合保険」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明の点は、取扱代理店または最寄りの損保ジャパン営業店にお問い合わせください。

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または最寄りの損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

保険金・返れい金等の支払に関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割(ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または最寄りの損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>

お問い合わせ先